

令和5年6月15日

各位

大東京信用組合

融資繰上げ返済手数料にかかる「消費税」ご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取り扱っている融資繰上げ返済手数料のうち、返済額に一定の比率を乗じる手数料については、消費税が不課税であるにも関わらず、お客さまに消費税相当分をお支払いいただいていることが判明いたしました。

これを受け、当組合では融資繰上げ返済手数料の消費税相当分について、お支払いいただいた期日から経過日数に応じた法定利息年3%（お支払日が令和2年3月31日以前の場合は年5%）を加えてご返還させていただくことといたしました。

この度は、お客さまにご迷惑をお掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

当組合が上記の融資繰上げ返済手数料（返済額に一定の比率を乗じる手数料）の取り扱いを開始した平成24年10月17日から令和5年2月28日の間に繰上げ返済手数料をお支払いいただいたお客さまが対象となります。

なお、定額の融資繰上げ返済手数料をお支払いいただいたお客さまは、今回の消費税の返還対象ではございません。

2. お客さまへの対応

対象となるお客さまには、個別の文書にてご返還額の明細をお知らせし、返還手続きをさせていただきます。

3. 今後の対応と再発防止策

当組合では、これまでも金融取引にかかる消費税の取り扱いについては、適切に処理するよう努めてまいりましたが、今回の事象を重く受け止め、課税・非課税・不課税の別についてその解釈に疑義が生じた場合には、上部団体や税務署等に照会のうえ、適切に処理するよう徹底してまいります。

4. 本件に関するお問い合わせ先

大東京信用組合 営業推進部 電話番号03-3436-0126

受付時間 平日 午前9時から午後5時

以上